

入管法が変わります

新しい研修・技能実習制度について

平成21年7月15日「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布され、新しい研修・技能実習制度が平成22年7月1日から施行されます。



改正のポイント

研修・技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたものですが、研修生・技能実習生を受け入れている機関の一部には、本来の目的を十分に理解せず、実質的に低賃金労働者として扱う等の問題が生じており、早急な対応が求められていました。

新しい研修・技能実習制度では、研修生・技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための様々な措置が講じられています。

① 在留資格「技能実習」の創設

技能実習1号

「講習による知識修得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」

※在留資格「技能実習」は、受入れ形態により次の2種類に分けられます。

- イ 海外にある合併企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動(企業単独型)
- ロ 商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行う活動(団体監理型)

技能実習2号

技能実習1号の活動に従事し、技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動

※技能実習2号も、1号と同様にイ又はロのどちらかに分類されることになります。

○技能実習の期間

技能実習期間は技能実習1号、技能実習2号の期間を合わせて最長3年です。

○技能実習2号への移行

技能実習2号へ移行する場合、技能検定基礎2級の検定試験に合格する必要があります。

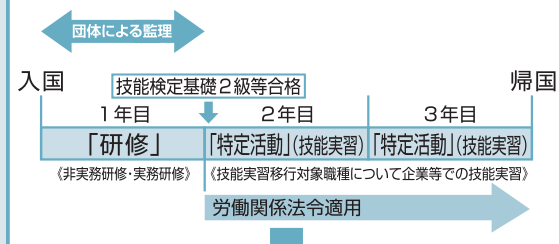
技能実習2号への移行対象職種は現在65職種です。(平成22年1月1日現在)

○新制度における在留資格「研修」

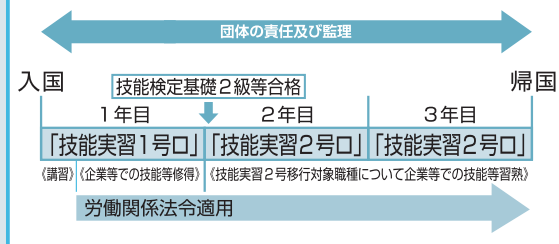
国の機関、JICA等が実施する公的研修や実務作業を伴わない非実務のみの研修は、引き続き在留資格「研修」で入国・在留することができます。

図1

現行の団体監理型受入れの概要図



改正後の団体監理型受入れの概要図



② 保証金・違約金等による不当な金品徴収等の禁止

失踪防止を名目として、送出し機関が研修生本人から高額な保証金を徴収しているケースがあり、これが研修生の経済的負担となって研修時の時間外作業や不法就労を助長していると指摘されており、これらを踏まえ、新制度では、不当な金品の徴収等を禁止しています。

- ・送出し機関等が技能実習生から保証金等を徴収していたり、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が行われてはなりません。
- ・技能実習に関係する機関相互の間で、技能実習に関連して、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が行われてはなりません。
- ・不適正な取決めがないかを確認するため、送出し機関等と技能実習生本人との間の契約書等を入国の審査の際に提出していただきます。